# 区民憲章の項目整理・個別論点についての意見一覧(追加提出分)

# 1 前 文

- < A 委員> 区民のための行政運営の基本理念 (民主主義の基本)
- < B 委員> 「区政運営」で論ぜられたが、「区政条例」が出来てそれを運営するのであるから「区 政運営」で良しとしたい。
- < G 委員> 文京区らしさを表現することに加えて、全国の自治体の模範となる画期的な試みであることを書けないかと思います。
- < I 委員> 論点の[項目 1]でふれたように、この条例の性格がプランとしての基本方針をもりこまないツールとしてのものなら、前文で「協治によって区政を運営する」ということを宣言するのもよいと思う。
- < J委員> 区にかかわる全ての人を対象として、それぞれの立場で協働し、文の京の明日を創る事に喜びを感じられるような制定にしたい。
- < K 委員> 「区政運営の理念」として「自治」があるとの説明が成立するか。「区政運営」の 語感からは行政からの視点が強く感じられる。
- <L委員> 文京区が地域づくりの価値として何を重視するか。<運営ルール>における基本理念、というより<区政そのものの理念>が盛り込めないでしょうか?
  私見では<経済・ハコ物>から<人及び人の活動・交流>を重視する行政を目指すべきと考えます

#### 2 総 則

- < A 委員> 地域に密着した、コミュニティーに依り、目的を策定。
- < B委員> 用語の定義はここで必要か最後に取り扱ったらよい。
- <G委員> 「ガバナンス」という用語は一般には定着しているとは言えないと思う。
- < I 委員> 杉並の場合、住民と区民の使い方が非常に曖昧だが、論点[項目2]で述べたように区民、住民、居住者等、分けて定義してはどうか。
- < J 委員> 区にかかわる全ての人を対象として文の京の明日を創る事にそれぞれの立場でやる気になることをまず目的としたい。
- < K 委員> 論点2のように、定義は慎重に行う必要がある。

## 3 基本原則

- < A 委員> 協働 (区民・行政・議会の三位一体)
- < B 委員> 「ガバナンス」日本語にしても難しいと思う。どのようにしたらよいか、時間がほしい。
- < I 委員> ガバナンスの用語を使うのは、相当説明しても難しいと思う。理念的にも、文京区では今までは実質的な住民参画はなかったと思っているので、また今回も絵に描いた餅になるのではないかと不安を感じる。文京区の条例や行政手法は、法的には大変レベルが高いと言われているが、ガバナンスを本当に実行すれば、必ず効率もレベルも落ちると思う。その覚悟があるのかどうか。他区に範となる優れたものをつくりたい

という感覚を捨てなければ、真の住民参画はできないし、条例の理念も早晩形骸化すると感じている。私自身は、希望のもてる楽しい住民自治というものを理想に思っている。

- < J委員> 立場は違っても、対等であること。絵に描いた餅を増やさないように、情報公開など工夫したい。
- <K委員> ガバナンスの説明語として「共治」「活私開公」などが示されているが、なるべくわかりやすく、一般化・定着化して、はやりすたりの少ない言葉を使う。(例えば「参画」「協働」あたりの言葉か)
- < L 委員> 憲章の基本を < ガバナンス > とする考えは「研究会」からの継続でもありそれでよいと考えます。意味するところは区民(企業、昼間住民を含め)、行政、議会 三者が力を合わせ、地域自治の能力を高めることと考えます。言葉使いとしては「共同・協治 = ガバナンス」、 < 共同・協治 > の新語はいかがでしょうか?(これ是非採用して下さい)

# 4 区民の権利・役割・責務

- < A 委員> 区民としての当然の権利、それに伴う役割と区民の三大義務
- <H委員> 区民か住民か市民かという点で、たたき台は「住民」を定義して使っているが、住民は、住民税を払っている人、文京区に住んでいる人という固定観念があると思うので、広く文京区に住んで、働き、生活している人という意味では、「市民」の方が適切であると考える。

「市民」の役割はより明確化し、責務(責任)としてではなく、権利としての自治参加を強く打ち出してもらいたい。すなわち、権利を行使しないひとには、権利放棄として、公共サービスの受託権についても制限されるという考えを明確にするべきである。一例を挙げれば、区民税を納めていない人と多く収めている人についてまったく区民としての差はつけていないが、せめて、区民税を多く納めている人に対しての「尊敬」を表す精神面での敬意がないと区民税を積極的に納めようという気風がなくなる。

私案としては、区民税を一定以上払っている人には、区長選や区議選における投票権を納税額に応じて、増やしてゆくことなどを提唱したい。極論のように考える方もいると思うが、何が公平かとう視点にたてば、むしろ差をつける方が公平ではないかと判断する。そうすることにより、「区民」が本当に自治や参画意識が高まり、チェック機能も強化され、チェックバランスのとれた「市民」自治が生ずると考える。

- < I 委員> 尊重される参画と責任ある参画(表裏一体だと思う)
- < J委員> 全てまず自分たち区民次第であり、はりあいのある第1責任者だと思う。知る、関心をもつ、払う、買う、参加する、投票する、守る、など。自分たちの考え、行動が 社会にとってたいへん重要なことと自覚する。
- < K 委員> 論点2のように、区民の中を再定義しながら、権利・役割・責務を書き分ける必要がある。

区民の新たな義務として、政策形成過程への参画が想定される。(1つのアイディアとして、アメリカの陪審員制度のように、区民に政策形成過程への参画を義務付けることも想定される。)

<L委員> 日本のより良き未来のためには、民主主義政治の更なる発展が必要であり、そのために地方分権を進め、地方自治が真の自立に向かうべきということだと思います。そこの主役は地域住民であり、一方住民も行政に治めてもらう、治められるという依存意識を捨て、共同・協治者として責務を担う自覚を持つべきことを強調したい

# 5 コミュニティの権利・役割・責務

- <A委員> 区民としての当然の権利、それに伴う役割と区民の三大義務
- <H委員> コミュニティとはなにかという意見交換と定義が必要である。むしろ、「地域社会」と明確に日本語をつかうことでより判りやすさが増すと考える。Communityという英語の背景にある「自立・自律した市民が支える共同体」は文京区に広範には存在していない。PTAはコミュニティではない。町会はコミュニティかもしれないが、運営手法など実態がわからないので明言できない。現状では、任意の人が自主的に集まり、地域社会のために公共的な活動をしているNPO団体がコミュニティに近いと判断する。コミュニティというカタカナ語を使う場合は、英語の意味を強く反映すると思うので、実態とかけ離れた言葉だけの内容のないものになる可能性が強い。むしろ「地域」の権利として、文京区に集う地域市民の権利・役割・責務として明確化することがひろく「市民」にPRすることを考えると現状ではよいと判断する。
- < I 委員> まちづくりグループ 地域協議会
- < J委員> なんと言っても地域生活者のしあわせの基盤であると思う。ゆるやかでなごやかで、いざとなれば頼もしいコミュニティを創ることができれば、区民憲章は形だけでいいとさえ思う。
- <K委員> コミュニティを定義付けることは難しい。
  町会などの地域独占の従来型組織への加入率は下がり、NPO など特定の意思のもとで組織が創られるようになってきている。
- < L 委員> \* ここでいうコミュニテイの概念がよく分かりません。具体的には「自治会」「町内会」のような地域コミュニテイを指しているのですか?
- 6 事業者の権利・役割・責務
- <A委員> 区民としての当然の権利、それに伴う役割と区民の 三大義務
- < J 委員> 地域との協働を短絡的に寄付徴収と考えず、まず、地域に関心をもつところから。
- < K 委員> 区民との関係性を整理する必要がある。 企業市民のように、事業者区民の概念も考えられる。
- < L 委員> 事業者が区内に存在し、一定の営利活動を行う者という定義とすると、ある役割、 一定の参加、責任をもとめることは当然と考えます
- |7| 非営利団体の権利・役割・責務

- <A 委員> 登録の精査、当然の報酬、登録の取消し
- <H委員> 基本的に事業者と同様だと考える。
- < J委員> NPOの一つの役割として(サイレントマジョリティ対策)関心を持たない人に対しても、参加の喜びを知るきっかけを作る。一つ知ることは、他の関心にも広げることができる。【情報公開】活動状況、予定、展望、経理 など全て対象に。
- < K 委員> NPO 法等を参考にすることも想定されるが、NPO は多種多様であり、非営利団体を定義付け、その権利・役割・責務を示すことは難しい。

NPO などの活動範囲は区の範囲を越えている中で、権利・役割・責務を明記することになる。

< L 委員> 非営利団体の対象は広い範囲になりますが、私は人の活動・交流を促進することが、 これからの地域づくりの主題となり、それが地域活性化のエネルギー源と考えていま す。既存、新規の団体や活動の積極的、実質的推進を促す規定にしたいと考えます。

## 8 議会の役割・責務

- < A 委員> 現、条令の検討と、協働のための必要な新条令を規定 (時代の流れと、現代に則したもの)
- < G 委員> 予算の承認だけでなく、予算の使われ方について、迅速な決算監査に努めることを 規定できないかと思います。
- < H委員> 自治体の最高規範としての憲章を尊重することの確認が必要である。
- < I 委員> 公開をすすめる責務 議会での論議を実質的なものにする責務(きちんと答弁する 義務)何回でも再質問できる権利?
- < J委員> (当然の事以外)【情報公開】議会の内容 賛否などわかりやすく。各議員の選挙 公約、マニフェスト、議会出欠席、活動、成果、展望、経理。そして、その内容の外 部評価、監査が必要と思う。
- <K委員> 議会は住民の代表としての位置付けや最高意思決定機関としての役割は明確だが、 実態としてうまく機能しているかは疑問である。

議員に対する活動状況報告の義務を課すことも考えられる。

< L 委員> 難しい点ですが、議会の委員会審議や調査会活動、また議員との日常的関係の中に、形式・形骸でない、実質的参加、参画の仕組み、規定ができないものでしょうか。

#### |9| 執行機関の役割・責務

- <A委員> 忠実に実施
- < H委員> 自治体の最高規範としての憲章を尊重し、趣旨に沿った裁量・運用を行うこと。
- <I委員> 区民等の自発的活動への支援
- < J 委員> 区民の視点を大切にということならば、まず、区民に関心をもつところから。
- < K 委員> 協働する前提として、最小の経費で最大の効果をあげることを明記する。 区長のリーダーシップと結果責任の明確化が求められる。
- < L 委員> ここはかなり言い尽くされているように思いますので、前項同様 < 区民参加の実質がどう保証されるか > ではないかと考えます。行政の執行過程、議会に掛かる議案、

予算案等の検討段階におけるパブリックコメントの手続き、区民の判断に必要な情報 開示、選択肢の提示等々、行政の真摯な精神を求めたい。

## [項目1] 区民憲章と他の条例との関係

- <A 委員> 優先
- <G委員> 時代とともに区民憲章に盛り込むべき内容も変わってくるかもしれないので、改正 のハードルを高くし過ぎるのはいかがかと思います。
- < H 委員> 最高規範としての区民憲章を位置づけるべきである。そうでなければと時間とお金をかけて区民憲章を作る意味がない。
- < I 委員> 基本構想と区民憲章の法的位置づけがよく理解できないのだが、名宛人の違いはさておいて、区民憲章の方には協治という方法論(ツール)以外に区政運営の方針(プラン)を含めるかどうかが一つの論点になると思う。法律が最上位としても、法に違反しなければ何をやってもいいわけではないので、違法でなくても区の条例に反することはやらないでほしいという意思表示をもりこむ。合法の範囲内で文京区は特にこの適法範囲を"推奨する"というような規定の仕方。そして、他の条例と区民憲章の"推奨"範囲が異なる場合は、区民憲章の方を尊重するよう義務づけることができればよいと思う。
- <J委員> よくある「お願い条例」にならないように。
- <K委員> 最高規範性を持たせる。
  基本的な考え方を示し、その実現のための具体的な内容については、個別の条例に
  委ねる。(例:情報公開条例など)

## [項目2] 住民の概念

- < A 委員> 区民憲章であるから当区の住民(住居して居る家族全員)が(住民登録)主体であり、 当区に関連する人達の意向は参考。
- <B委員> 「住民の概念」原則的に住民登録している者と考えたい。
- < G 委員> 地方自治体の役務の提供を受ける権利と選挙権や直接請求権とを分けて規定すべきかどうか考えていきたい。
- <H委員> 地域におけるステークホルダーとしての広範な人々を包括することに対しては基本的に支持するが、用語としては、「市民」の方がよいと判断する。主な理由としては、住民というと住民税を払っている人という認識もあり狭義の意味になる可能性があるため。
- < I 委員> 個々の政策策定や実施の利害関係の及ぶ範囲によって、住民票のある人、居住者、 地権者、区民(在勤、在学、区内活動者も含む)、と使い分ける必要があると思う。ま た、観光資源の多い文京区はニセコと共通する面があるので、文京区を訪れる"文京 ファン"の視点も尊重する規定をいれてはどうか。(ニセコまちづくり条例 第11章 第38条参照)
- < J委員> 難しい。区在住、在勤、在学、最近は在活動とか。これだと、区の職員などは例外

になるのでは。

< K 委員> 「区民憲章」の名称になるのであれば、ここであえて「住民」という言葉は使わずに、「区民」としての定義の方が良い。

「区民憲章」は文京区の自治のあり方を示すものとなるため、この憲章における区民(対象者)とは、文京区の自治に関するステークホルダー(利害関係者)であり、自治に参画する者及び自治の影響を受ける者となる。(緩やかに定義するならば、杉並区のように、「区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。」となる。)

区民の権利・役割・責務との関係で、選挙権、各種請求権、住民投票、行政サービスなどにおいて、その対象者は変わる可能性がある。

# [項目3] 情報公開

- <A委員> 明解に公開。
- < H 委員> 情報公開は必要であるが、理念にとどめて運用については、個別判断ができるようにするべきである。情報公開という原則を掲げることでよいと思う。
- < I 委員> 協治ということだと既存の情報公開条例よりさらに進んだ共有の概念が不可欠。行政の職務上知り得る個人情報以外は、特にパブリックコメントや政策策定上蓄積された情報、資料などは、プライバシー保護を安易に持ち込まず、積極的に公開して、区民との対等性を保障するべきだと思う。公開度が上がれば責任感も成熟度も上がるだるう。
- < J委員> 区民憲章の成否がかかるのではないか。一般的に、行政の情報公開、説明責任というと、職員の義務、負担になる感じ。仕事の内容をPRすると考え、仕事のはりあいになるような方法を工夫できないだろうか?
- < K 委員> 「公」の領域の情報は、請求を行わなくても個人情報を除き原則公開で、情報共有の意識・姿勢が基本となる。

#### [項目4] 政策決定過程への住民参加

- <A委員> 議会で決定する前に区民とのコミュニティーをとる。
- < G 委員> パブリックコメントは住民参画のすそ野を広げるきっかけになると思う。住民投票制度は、具体的なモデルケースで今後議論して行きたい。
- <H委員> これは大変重要で、住民に対して大きな権利と義務をもたらすものである。それゆえに、ポーズにだけ終わっても意味ないので、如何に実質的な参加をもたらすか、評価手法についても言及するなど具体案に踏み込む必要があると考える。
- < I 委員> 参画の類型化表のE(社会保障など)以外については、政策立案から決定まで常に 区民等の参画が保証されるべきだと考える。Eについても区民に協力を求める部分で は極力参画を保証すべきだと思う。意見提出の段階からどう扱われたか、どこでどの ように討議され、どう採決されたかまできちんと本人にフィードバックしなければ、 希望のもてる参画にはならない。本人への開示だけでなく希望する場合は公開もする。 希望のもてる参画とは、本当に必要とされ、対等に扱われ、機会が与えられ、尊重さ れ、最後まで当事者でいられる、ということだと思う。希望のもてる、やりがいのあ

る参画でなければ、多くの区民を巻きこんで協治を実現することは絶対にできない。 住民自治に関しては、少数精鋭より多数の生活者の力が必要だ。最後まで関わった施 策には愛着もでき、実施段階まで参画する人がふえるだろう。社会、経済、文化、学 術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまち づくりに活用するよう努める。(ニセコ)の規定も一考の価値ありと考える。参加の手法と しては、パブリックコメント、住民投票のほかに行成案、議員提案への対案として市 民案の提出方法をもりこめないだろうか。住民参加の対象年齢については、刑罰年齢 の低下に応じて下げるべきだと考える。

- <」委員>「住民の意見が反映される街」の観点から一つ。(情報公開)苦情ではなく建設的な意見、提言、特に自主的な活動を伴う政策提案のできる制度が必要。(例えば、期間を決めた政策コンペなど。)この場合、提案検討に参加あるいは傍聴、決定の場合、議会を傍聴し、実施事業、報告、評価、展望まで区民参画。これを、区職員の負担にならない形まで考える必要がある。
- < K 委員> 政策決定過程は、議会やパブリックコメントなどにみられるように、実質的に形式 化しているが、政策形成過程への住民参加を仕組みとして強化したい。

政策決定は基本的には議会となるが、執行機関の牽制機能として議会があるように、執行機関や議会に対する牽制機能として、直接請求、住民投票のシステムを位 置付ける。

## [項目5] 協働型社会における苦情対応の仕組み

- <A委員> 前回の説明にある趣旨は当然。特記別になし。
- <H委員> あらゆる事業に対しては、評価基準を当初から明確化する必要があり、そのことを明記すべきである。
- < I 委員> コミュニティ活動が活発化するにつれて、単純な疑問やトラブル処理を扱う専門の相談窓口が必要になる。複雑な利害対立の処理は、第三者機関を設置して、きちんと意見調整し、協議の上合意形成をすることが好ましい。地域の利害関係は影響が及ぶ範囲を広く認め、当事者以外の区民等も含めて地域協議会?などを形成できればよいと思う。議会にその役割を求める意見もあるようだが、現在の議会は政党政治は破綻し、信頼もうすれ、投票率の低さからみても不安がある。
- < J委員> 対応する第三者機関が必要ではないか。ただしこの場合、幹部メンバーは固定化しない。あるいは、複数のNPOなどに委託し、選択、競争させるなど。区への質問、 苦情に対する応対の公開。概要をホームページなどで。
- < K 委員> 国と地方との係争調停と同じようなシステムも想定される。

#### [項目6] 権利保障のあり方

- <A委員> 前回の説明にある趣旨は当然。特記別になし。
- < H 委員> 権利の内容を明確にすることが前提としてなければ権利保障も必要ない。権利についてより踏み込んだ議論とそのためのPRがより必要となると考える。
- < J 委員> 説明のとおりと思います。保証する義務と責任を。

< K 委員> 権利と義務との関係を個別に整理する必要がある。

#### [その他の項目]

- <A委員> 現在の所、特になし、会議が進むうちに出て来たら、出す。
- < I 委員> まだ考えがまとまらないが、行政評価とオンブズマンについて検討を提案したい。
- < J委員> 勝手に思いつきだけを一部書きましたが、まだいろいろあります。期日を過ぎていますので、今回はここまでにさせていただきます。
- < L 委員> 個別論点に関しては、もう少し議論が進んだ段階(もう少し勉強して)で述べたいと思います。

項目 4 に関連するかと思いますが、NPO・ボランティア・活動団体の形で、 行政の執行段階(例えば民間委託の分野のような)に参画を求め、役割を担う 規定ができないか?

自立・自治能力を高めるために区民自らの学習の場が必要と考えるが、「区民大学、大学院」をこの中に位置づけられないか?

以上2点だけ提起しておきます。

## <G委員> 「文の京」の区民憲章を考える区民会議の進め方について

毎回、多様な意見が出てくる現状に鑑みて、「区民会議中間のまとめ」の時期を少し遅らせて各委員の意見を聞く方がいいと思います。